

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成26年7月14日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県公安委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「奈良県公安委員会に対する苦情の申出の受理及び処理に関する規程（平成13年5月31日公委規程第5号）の起案文（決裁文）及び関係文書（警察法第79条の解釈等についての警察庁からの通知文書、苦情の申出の手続に関する規則（平成13年国家公安委員会規則）に関する国家公安委員会からの通知文書等）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成26年7月24日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書を保有していないとして、行政文書の不開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成26年8月5日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、本件決定の取消しを求める異議申立てを行った。

4 諮 問

平成26年8月21日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

実施機関が保有する文書として、開示請求した文書は、存在すると考えるため、不
存在決定に対して異議を申し立てます。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書等において主張している異議申立ての理由は、おおむね
次のとおりである。

(1) 異議申立書

ア 私が、開示請求した行政文書は、奈良県公安委員会行政文書管理規程（平成14年3月奈良県公安委員会規程第3号。以下「奈公委文書管理規程」という。）第6条第4号に規定されている「その他公安委員会が自ら保有することが必要と認めた文書」に該当し、実施機関が当該文書を保有していると考えため。

イ 奈良県公安委員会に対する苦情の申出の受理及び処理に関する規程（平成13年5月奈良県公安委員会規程第5号。以下「奈公委苦情処理規程」という。）は、実施機関そのものが、警察法（昭和29年法律第162号）第79条に規定された苦情の受理及び処理するための事務取扱いに関する定めであり、実施機関が、保有すべき行政文書であり、当該起案文書及び関係文書も、当然、保有していると考えため。

(2) 意見書

ア 反対理由と根拠

(ア) 奈公委文書管理規程は、条例第33条第2項の規定に基づき定められていることから、奈良県公報に登載するなどの方法により公示手続を採るべきにもかかわらず公示手続が済まされていないことから、法的効力はないと考える。

(イ) 実施機関は、警察法第44条に規定された「庶務」と警察法第38条第4項に規定された「事務」について正しく理解していないと考える。

「庶務」とは、電話への対応や来客への応接、事務書類の作成、及び警察法第13条に規定された国家公安委員会の庶務に準じた委員会の開催、委員の給与の支給に関する事務、公安委員会の印の保管、令達番号の記入等の庶務的な事務（以下「庶務事務」という。）をいう。

「事務」とは、警察法第5条第3項に規定された国家公安委員会の事務に準じた法令（条例、県規則を含む。）の規定に基づきその権限に属せられた事務（以下「権限事務」という。）をいう。

したがって、実施機関は、「実施機関の庶務に関する事務は総務課が所掌し、実施機関の行政文書について、奈公委文書管理規程第6条に規定する以外の文書は、実施機関の庶務に関する事務を行う総務課で保有しており、実施機関の管理に関する文書、会議に関する文書等が該当する」と主張しているが、奈良県警察本部警務部総務課（以下「総務課」という。）は、条例が適用される機関である奈良県警察本部長の下部機関として、実施機関が保有する行政文書を庶務的事務として、「保管」することはあっても、保有することはない。条例に規定された行政文書は、各々の機関が保有している文書が該当し、他の機関が権限の伴わない庶務的事務として保管している文書は含まれないと解される。

けだし、実施機関の主張によれば、奈良県警察本部長が、奈公委文書管理規程第6条に規定する以外の実施機関が保有する行政文書については、奈良県警察本部長の下部機関の総務課が保有していることから、当該行政文書についての開示請求は、奈良県警察本部長が受理し、処理することになる。

しかし、ご存知のように、実施機関は、奈良県警察本部長が行う警察の運営を政治的中立の立場から、民主的かつ能率的に警察が運営されるための管理の役割を担う独立の行政機関であることから、当然の帰結として、「奈良県公安委員会が行う事務」について、実施機関が奈良県警察本部長に対して、委任し

た事務しか奈良県警察本部長は行うことはできないと解される。

ところが、現行の実施機関には、奈良県警察本部長に対して、奈公委文書管理規程以外の行政文書を保有し、情報公開請求に対して、受任機関として、当該文書の開示・非開示を決定し、請求者に対して、委任された事務の説明責任を果たすべき責務を負うことを奈良県警察本部長に対して委任した規定は存在しない。

以上の理由から、実施機関が保有する行政文書を、実施機関が主張するように、奈良県警察本部長が当該行政文書（奈公委文書管理規程以外の行政文書）を保有しているとの主張には、正当な理由が存在しないことは明白である。

- (ウ) 実施機関は、警察法第47条第2項に規定されている「奈良県警察本部が警察法第38条第4項において準用する第5条第3項の事務について奈良県公安委員会を補佐する」の「補佐」の意義について正しく理解していないと考える。

「補佐」とは、警察法第17条に用いられているものと同義であり、実施機関の事務処理を助けることをいい、具体的には、実施機関の判断事項とされたものについて判断基準の作成の補佐、文書の收受、保管等の事務（以下「補佐事務」という。）。

したがって、補佐事務には、前述の権限事務を含まないことは明白である。庶務事務は、総務課において行われ、補佐事務は、奈良県警察本部が行うが、権限事務は、実施機関が警察法第38条第4項において準用する警察法第5条第3項の事務である法律（法律に基づく命令を含む。）又は条例の規定に基づき実施機関の権限に属せられた事務として、実施機関の判断と責任において行うものである。

よって、実施機関が行うべき権限事務（以下「公安委員会権限事務」という。）について、他の機関に当該権限について、実施機関が、奈良県公安委員会規則により、委任した事務のみが、他の機関の事務となると解される。

- (エ) 実施機関は、警察法第79条規定の「警察職員の職務執行に対する苦情申立に関する事務（以下「苦情処理事務」という。）を正しく理解していないと考えられる。

苦情処理事務は、平成12年に警察刷新会議からの緊急提言、同緊急提言を受けて警察庁が制定した「警察改革要綱」、さらに同改革要綱を受けて、平成12年12月に警察法の一部改正が行われ、警察職員の職務執行に対する国民からの苦情を警察限りの処理ではなく、警察で処理された苦情（未申出の苦情を含む。）について、警察を管理する公安委員会が警察で処理された苦情が適正な処理が行われたかどうか（適正な処理が行われているかどうか）を検証するために創設された事務である。

したがって、実施機関が警察法第79条に基づき行う苦情処理事務は、奈良県警察本部長に委任されることはないということは、法の制定趣旨から解釈するまでもなく、明らかなことである。

このことから、苦情処理事務は、公安委員会権限事務であり、当該事務には、実施機関に対して行われた苦情の受理及び処理に関する事務はもちろんのこと、奈公委苦情処理規程の規程案の作成事務、制定文書の保有に関する事務、警察庁、国家公安委員会からの通達文書及び通知文書を保有する事務並びに関連事務を含むものであると解される。

苦情処理事務については、何人に対しても説明責任を負っているのは、実施

機関であり、奈良県警察本部長ではないということである。奈良県警察本部長が、何人に対して説明責任を負っているのは、警察を運営する責任者として、奈良県警察に対してなされた苦情の受理及び処理に関する事務であり、当該苦情処理事務ではないということである。

イ 結論

私が、実施機関に対して行った行政文書開示請求（平成26年7月14日付け）に係る行政文書は、実施機関が、権限事務として保有する行政文書に該当すると判断されることから、上記理由と根拠に基づき、貴審査会に対して、実施機関の決定は、不当であり、直ちに、請求者に対して、請求文書を開示するようにと答申されるように求めるものである。

(3) 意見書（補足説明）

ア 奈公委文書管理規程の法律的な問題点

(ア) 公示手続がなされていない。

(イ) 条例第33条第2項の規定の趣旨に反している。

(ウ) 条例よりも狭義な行政文書を二重に規定している。

(エ) 文書の作成を条例より狭義に規定している。

(オ) 奈公委文書管理規程第6条の公安委員会が保有する行政文書以外の実施機関が保有する行政文書（以下「管理規程外文書」という。）に関する規定が存在しない。

(カ) 奈公委文書管理規程には、奈良県警察本部長に管理規程外文書の管理を委任した規定が存在しない。

(キ) 奈良県警察本部長は、実施機関から保有する行政文書の管理を委任されて、管理することはあっても、実施機関が保有する行政文書を保有（事実的支配）することはできない。

また、奈良県警察本部長は、当該文書を自己に課せられた責務である警察運営のために組織的に用いることもなく、作成し、取得することはないこと言うまでもないことである。

イ 奈良県警察行政文書管理規程の問題点

上記管理規程外文書に関する規定が盛り込まれていない。

ウ 奈良県警察情報公開事務取扱要綱の制定について（例規）の問題点

当該要綱は、奈良県警察本部長が行う情報公開の担当する窓口の指定等開示手続に関する定めであるが、実施機関からの委任規定が存在しないにもかかわらず、当該要綱に、実施機関が行うべき情報公開手続についても規定されている。

エ 理由説明書に対する素朴な疑問点

(ア) 総務課は、実施機関に属する機関ではないのに実施機関が保有する行政文書を保有することができるのか。総務課は、奈良県警察本部長とは独立した立場

で、当該文書を事実的支配し、廃棄する権限を有しているのだろうか。これらの法的根拠について、納得のいく説明がなされていない。

(イ) 奈良県警察本部長は、警察行政の運営機関であり、管理機関である実施機関とは完全に独立した関係にあり、奈良県警察本部長が、実施機関が管理機関としての権限に基づいて行う事務を行うことはなく、当該管理に関する事務は、奈良県警察本部長には委任できないと解釈されている。

(ウ) 警察職員の職務遂行に対する公安委員会への苦情申出制度は、平成12年の警察刷新に関する緊急提言～従来の警察限りの苦情処理に任せるのではなく、公安委員会が、県警察で処理された案件を管理者として、県民を代表し、中立的な立場で、県警察が行った苦情処理が適正に行われたかどうか検証するために導入するとの提言～を受けて、警察改革要綱が策定され、警察法が改正され、警察法第79条によって、苦情申出制度が制度的に規定された。

したがって、苦情申出制度に関する実施機関の事務は、いかなる事務も奈良県警察本部長に委任されるものではない。まして、その下部機関である総務課に委任されることがないのは、言うまでもないことである。

(エ) 総務課は、奈公委文書管理規程第6条に規定された以外の実施機関が保有する行政文書を、どのような立場で、どのような方法で、開示し、実施機関が行う権限事務についての説明責任を果たすというのであろうか。

実施機関は、一体、条例が適用される機関として、どのような責務を果たしているのだろうか。

(4) 口頭意見陳述

都道府県公安委員会が行う苦情の申出の受理及び処理に関する事務については、平成12年に全国的に警察の不祥事が発覚した際に、都道府県警察に任せておくと不適切な苦情処理が行われかねないことから、都道府県公安委員会が苦情処理についてチェックする趣旨で設けられたものである。警察改革の精神に則って実現するための施策について、警察庁長官から各都道府県公安委員会及び警察本部長に通知されているところであり、実施機関がその関係規程等を保有していないということは納得できない。

実施機関の説明によると、奈公委文書管理規程には、本件請求文書を実施機関が保有する文書として規定されていないという見解だが、この場合の条例に基づく行政文書とは、実施機関が業務上作成し又は取得した文書をいうのであって、自らの職務権限に関わる文書を実施機関が奈良県警察本部長に所持させるということはある得ない。苦情処理は、実施機関が特別に警察の事務をチェックするために設けられた事務であるから、普通に考えれば当該文書の保有について警察の機関に任せてはならないものである。当該文書の保有について実施機関は、事務専決規程に基づいて奈良県警察本部の職員が起案し所持しているという主張するかもしれないが、日本の法体系上は公安委員会の責任において各事務を行うようになっているので、事務専決規程に基づいて総務課が庶務事務を行っていたとしても、奈良県警察本部長は実施機関の行政文書を管理できるのみであり、所持はできない。実施機関が自らの権限に属する事務に係る文書を条例に規定された行政文書として所持する責任があると考えられる。

実施機関は、奈良県公安委員会運営規則（昭和30年3月奈良県公安委員会規則

第2号。以下「奈公委運営規則」という。)第38条及び第45条に令達文書、告示等の規定が存在するにもかかわらず、奈公委文書管理規程では実施機関が保有する行政文書から除外しており、条例が適用される機関としての適格性に欠けている。実施機関の権限は道路交通法、麻薬取締法、銃刀法等多岐にわたるが、法律に委任規定がない限り実施機関の責任の下で作成されるべきであり、実施機関は自ら起案しなければならない。警察法に補佐の規定はあるが、当該文書の廃棄についての最終判断は実施機関の意思決定によるものであり、奈良県警察本部長に作成させた文書は実施機関自らが所持するものである。実施機関として行政文書を管理し、開示請求に対応すべきであり、奈良県警察本部長に任せているのであれば、誤りを認め開示すべきである。本件請求文書は、苦情処理制度の根幹をなすものであって、自らが行う事務について規程も持っていないなど、実施機関はどのように説明責任を果たすのか、私には理解できない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書及び口頭理由説明において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 理由説明書

(1) 本件開示請求について

奈公委文書管理規程は、実施機関が保有する行政文書の管理に関し必要な事項を定めており、第2条において、「行政文書」とは、条例第2条第2項に規定する行政文書のうち、奈良県公安委員会の委員長及び委員並びに奈良県警察組織規則（昭和43年6月奈良県公安委員会規則第10号。以下「組織規則」という。）に定める総務課の附置機関である公安委員会事務担当室（以下「事務担当室」という。）の警察職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、これらの者が組織的に用いるものとして、奈良県公安委員会が保有しているものと定めている。

本件開示請求については奈良県公安委員会宛てに請求されており、その請求文言から検討するに、奈公委苦情処理規程を警察法第38条第5項の規定等に基づいて制定する際に、実施機関の委員長及び委員並びに事務担当室の警察職員が職務上作成し、又は取得した文書（規程案及び警察庁、国家公安委員会等の関係機関との往復文書等、規程制定のために作成又は取得された文書）で、これらの者が組織的に必要なものとして、実施機関が保有するものと解される。

(2) 実施機関が保有する行政文書について

実施機関が保有する行政文書については、奈公委文書管理規程第6条において、
ア 公安委員会会議録（公安委員会の会議に提出された行政文書であって、公安委員会が会議録と併せて保有することが必要と認めたものを含む。）
イ 警察法第43条の2（監察の指示等）に規定する事務に関する行政文書
ウ 警察法第79条（苦情の申出等）に規定する事務に関する行政文書
エ その他公安委員会が自ら保有することが必要と認めた行政文書
の4類型のみが規定されている。

アの「公安委員会会議録」については、奈公委運営規則第9条第2項で、「会議録には、会議の開催日時、出席者、会議の概要その他委員長が必要と認める事項を記載するものとする。」と規定されており、開催日時、開催場所、出席者のほか、

報告・審議等の概要及び出席者からの主な発言が記載されている。

イの「警察法第43条の2（監察の指示等）に規定する事務に関する行政文書」については、実施機関が警察法第43条の2の規定に基づき奈良県警察に対して監察の指示を行う場合に作成又は取得した行政文書であり、実施機関が奈良県警察に指示した文書、当該指示に係る奈良県警察の履行状況を点検した公安委員の報告文書、監察の指示に対する奈良県警察の結果報告に関する文書等がこれに該当する。

実施機関では過去に一度、平成13年7月に奈良県警察に対し監察の指示を行い、同年11月に結果報告がなされたが、当該文書は既に保存期間が満了し廃棄されており存在しない。

ウの「警察法第79条（苦情の申出等）に規定する事務に関する行政文書」については、実施機関に対し、警察法第79条に基づいてなされる奈良県警察職員の職務執行についての苦情の申出を処理する場合に作成又は取得した行政文書であり、苦情受理や文書回答に関する起案文書のほか、苦情、相談等受処理票、調査結果等に関する報告文書等がこれに該当する。

エの「その他公安委員会が自ら保有することが必要と認めた行政文書」は文字どおりアからウまでの文書には該当しないが、実施機関が、その運営のために、組織的に用いるものとして、自ら保有することが必要と認めた行政文書が該当することになるが、確認できる範囲で過去に保有された実績はない。

それぞれの保存期間については、奈公委文書管理規程第7条で定めており、アの文書については10年、イの文書については5年、ウの文書については当該苦情の処理後1年、エの文書については公安委員会の承認を得て文書管理責任者（事務担当室長）が定める期間とされている。

実施機関が保有している行政文書は、異議申立人が本件開示請求を行った時点で確認したところ、上記ア及びウに該当する行政文書のみであった。

奈公委苦情処理規程は、実施機関に対して警察法第79条の規定に基づき申出された苦情について、その受理及び処理等の事務取扱いに関して規定したものであるが、上記の説明のとおりアの文書に該当しないのは明白であり、ウの文書にも該当しない。

以上、実施機関が保有する行政文書は、奈公委文書管理規程第6条に規定されたものだけであり、それ以外の行政文書は保有していない。

（3）奈公委文書管理規程に定める以外の行政文書について

都道府県公安委員会の庶務については、警察法第44条で警視庁又は道府県警察本部において処理すると規定している。

奈良県警察では、奈良県警察本部の組織に関する条例（昭和29年6月奈良県条例第19号）第2条及び組織規則第3条の規定に基づき、実施機関の庶務に関する事務は総務課が所掌し、実施機関の行政文書について、奈公委文書管理規程第6条に規定する以外の文書は、実施機関の庶務に関する事務を行う総務課で保有しており、実施機関の管理に関する文書、会議に関する文書等が該当する。

（4）検索結果について

実施機関は、上記（1）の解釈に基づき保有する全ての行政文書の記載事項を確認したが、本件開示請求に係る行政文書は存在しなかったものである。

なお、異議申立人は実施機関が保有すべき文書についての持論を申し述べているが、本件開示請求の開示、不開示の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、審査庁である公安委員会としては、本件決定について原処分維持が適当と考える。

2 口頭理由説明

実施機関は、3名の非常勤の委員から構成されている。実施機関の権限に属させられた事務は、警察法の規定により、奈良県警察本部が補佐するほか、実施機関の庶務は奈良県警察本部において処理していることから、実施機関は独立した事務局を設置していない。また、奈良県警察本部内に置かれる事務担当室の職員は、実施機関の職員を併任されていない。

次に、奈公委文書管理規程第6条第1号から第4号に規定された実施機関自らが実際、直接に管理、処理すべき事項に係る文書を実施機関の保有とし、奈良県警察本部の保有する文書とは別の書棚に保管されている。それ以外のものは奈良県警察本部長の保有する文書として区分、整理している。そして、本件開示請求に係る行政文書についても、奈良県警察本部長が保有している。

実施機関は、奈公委文書管理規程第6条第4号に該当する行政文書を定めておらず、したがって同号に定める文書を保有した実績もない。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、実施機関の意見聴取のみにとどまらず、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

2 行政文書の不存在について

異議申立人は、「奈良県公安委員会に対する苦情の申出の受理及び処理に関する規程（平成13年5月31日公委規程第5号）の起案文（決裁文）及び関係文書（警察法第79条の解釈等に関しての警察庁からの通知文書、苦情の申出の手続に関する規則（平成13年国家公安委員会規則）に関する国家公安委員会からの通知文書等）」の開示を求めているのに対し、実施機関は、当該文書を保有していないと主張しているので、以下検討する。

本件開示請求に係る行政文書は、実施機関に対する苦情の処理に関連する文書であり、これらは実施機関の職務遂行に必要な文書であると考えられるところであるが、実施機関は、当該文書を保有しているのは奈良県警察本部長であり、実施機関は保有していないと説明している。

これについては、実施機関と奈良県警察本部との関わり及び実施機関における文書の取扱いについて確認する必要があるが、実施機関の説明によると、実施機関は非常勤の委員3名で構成され、実施機関がその職務を遂行するに当たり、当該委員が自ら文書の作成又は取得に係る事務を行うことはなく、奈良県警察本部の職員が、警察法第44条又は第47条第2項に基づきこれを行っているとのことである。

ところで、条例に基づく開示請求の対象は、条例第2条第2項に規定する「行政文書」であり、同項によると、「行政文書」とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と定められている。

この点、実施機関に事務局が置かれておらず、また、奈良県警察本部の職員が実施機関の職員に併任されていないという状況を考慮すると、実施機関の職務遂行に必要な文書の作成又は取得は、奈良県警察本部の職員が、自己の職務の範囲内において行っているものと認められ、当該文書は奈良県警察本部長が保有している行政文書であると考えることができる。

また、奈公委文書管理規程第6条各号に実施機関が保有する行政文書が掲げられているが、これについて実施機関は、実施機関自らが直接管理、処理すべき事項に係る文書について、実施機関が保有する文書として特に定めたものであり、当該文書は、実施機関の執務室に保管され、これ以外の文書については、奈良県警察本部の執務室等に保管されていると説明している。

前述のとおり、実施機関の職務遂行に必要な文書は、奈良県警察本部の職員により作成又は取得されるものであるが、条例第2条第2項の規定は、これらの文書のうち、奈公委文書管理規程により特に定めたものを実施機関自らが保有する行政文書とするという取扱いを否定するものではない。

次に、本件開示請求に係る行政文書が、奈公委文書管理規程第6条各号に該当するか否かについて、実施機関は、本件開示請求に係る行政文書は、奈公委文書管理規程第6条各号に掲げるもののいずれにも該当せず、当該文書は奈良県警察本部長が保有し、奈良県警察本部の執務室に保管されていると説明している。

この点について、異議申立人は、本件開示請求に係る行政文書は、奈公委文書管理規程第6条第4号の「その他公安委員会が自ら保有することが必要と認めた行政文書」に該当するものとして、実施機関が保有すべき文書であると主張している。これに対し、実施機関は、同号に該当する行政文書を定めておらず、したがって、本件開示請求に係る行政文書は、同号に掲げる文書に該当しないと説明している。

奈公委文書管理規程第6条第4号は、実施機関が特に必要と認めたものを実施機関の保有する行政文書とする旨を定めたものであると解され、実施機関がこれについて特に必要と認めない限りは、同号に該当する文書は存在しないものと考えることが妥当である。

また、奈公委文書管理規程第6条第1号から第3号までに掲げる行政文書の該当性については、本件開示請求に係る行政文書が、これに該当するものとは認められない。

以上のことから、本件開示請求に係る行政文書を保有していないとの実施機関の説明は是認できると判断する。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立書等において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

4 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成26年 8月21日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成26年 9月 4日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成26年 9月30日	・ 異議申立人から意見書の提出を受けた。
平成26年10月 7日	・ 異議申立人から意見書（追加分）の提出を受けた。
平成29年 1月16日 （第202回審査会）	・ 事案の審議を行った。
平成29年 1月31日 （第203回審査会）	・ 異議申立人から意見等を聴取した。 ・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成29年 2月20日 （第204回審査会）	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成29年 3月 1日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いろめよしお 以呂免義雄	弁護士	会長代理
くぼ ひろこ 久保 博子	奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授（住生活・住環境学）	
こたに まり 小谷 真理	同志社大学政策学部准教授（行政法）	
のだ たかし 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 （行政法）	会 長
ほそみみえこ 細見三英子	元産経新聞社記者	